

6月10日(日)は  
投票日  
午前7時～午後8時

# 中野区長選挙・ 中野区議会議員補欠選挙

不明な点などは、早めに  
区選挙管理委員会へ  
問い合わせを



## 投票できる方

投票するには中野区の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

一度、選挙人名簿に登録されると、住所などの変更がない限りそのまま登録されます。

今回の選挙で新たに中野区の選挙人名簿に登録されるのは、「平成12年6月11日までに生まれた方で同30年3月2日までに中野区に転入届を出し、6月2日現在、引き続き中野区に住んでいる日本国籍を有する方」です。

また、投票する日まで引き続き中野区に住んでいることが必要です。

## 最近、区内で転居をした方は

中野区の選挙人名簿に登録されている方で、5月10日までに区内転居の届け出をした方は新住所地の投票所で、5月11日以降に届け出をした方は前住所地の投票所で投票します。

## 滞在先や病院などで不在者投票ができます

出張や旅行などで一時的に区外に滞在する方や都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホームなどに入院・入所の方で、投票所に行けない方は、不在者投票ができます。希望する方は、早めに区選挙管理委員会へ問い合わせを。

## 代理投票・点字投票 ☆投票の秘密は固く守られます

身体に障害があるなどの理由で投票用紙の記入が困難な方には、投票所の係員がお手伝いをします。また、目の不自由な方は、点字で投票できるので、係員にお申し出を(知り合いに該当する方がいたら、このことをお伝えください)。

## 車いすのまま投票できます

段差のある投票所には、スロープを備え、係員も付き添います。また、各投票所内の車いすもご利用ください。

## 投票日に投票所に行けない方は期日前投票を

入場券が届いている場合は、裏面の「宣誓書(兼投票用紙等請求書)」に記入してお持ちください。中野区で投票できる方は、住所にかかわらず、下表のどの期日前投票所でも投票できます。  
☆投票日当日は、指定された投票所以外では投票不可

開設期間	期日前投票所	☆いずれも午前8時半～午後8時
6月4日(月)～9日(土)	区役所1階特別集会室(中野4-8-1)	
	南部すこやか福祉センター(弥生町5-11-26)	
	東部区民活動センター(中央2-18-21)	
	江古田区民活動センター(江原町2-3-15)	
	野方区民活動センター(野方5-3-1)	
	鷺宮区民活動センター(鷺宮3-22-5)	

忘れずに投票を



## 投票所入場整理券(入場券)をお持ちください

入場券は6月2日までに封書で世帯ごとに郵送します。未着や紛失した場合でも、投票資格があれば投票できるので、投票所の係員にお伝えください。

☆郵便物が確実に届くよう、ポストへの名前表示をお願いします

## 郵便等投票の請求期限は 6月6日午後5時です

重度の障害があり、身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方、または介護保険の被保険者証をお持ちの方(要介護状態区分が要介護5の方)は、自宅で投票できる場合があります。

対象者には「郵便等投票証明書」を発行するので、区選挙管理委員会へ問い合わせを。

## 候補者のポスターは区内316か所に掲示

6月3日から候補者の選挙運動用ポスターが掲示されます。このポスターを破いたり、掲示場を壊したりすると、法律で罰せられます。

また、掲示場に表示してある二次元コードを読み取ると、区選挙管理委員会から情報をご覧いただけます。

## 選挙公報を6月5日～7日に各戸配布

区民活動センターなど主な施設や区内の各駅、期日前投票所や各投票所にも備えます。また、区でもご覧いただけます。

## 投票所の変更にご注意を

【第4投票区】⑩(旧)中野神明小学校→  
⑪(新)南中野児童館(弥生町4-36-15)

【第10投票区】⑩第十中学校→  
⑪(新)東部区民活動センター(中央2-18-21)

【第35投票区】⑩(旧)大和小学校→  
⑪(新)大和西児童館(大和町4-14-9)

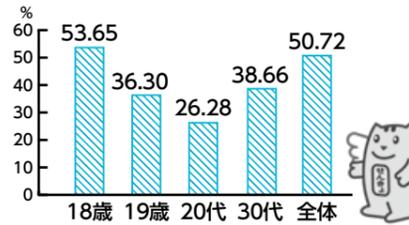
☆他に2か所の投票所の名称を変更しました(所在地は変更なし)。入場券で確認を

6月10日は日曜窓口(住民票などの発行や  
転入転出届の預かり等の窓口事務)を休止します  
証明担当/1階 ☎(3228)5506  
住民記録担当/1階 ☎(3228)5500

6月9日午後10時～11日午前7時の期間、  
タイムズ中野区役所駐車場は臨時休業します  
庁舎担当/8階 ☎(3228)8854  
☆中野区自動車駐車場(中野4-11)は利用できます

6月10日は区長選挙・区議会議員補欠選挙の投票日。必ず投票しましょう。

「区」は、一番身近な基礎自治体。区政は、みなさんの生活に深く関わるものです。けれども、前回の区長選挙平成26年執行の投票率は29・49%と低く、7割以上の方が投票していません。投票は、私たちの意思が正しく政治に反映され、未来をつくるための第一歩。投票の機会を生かしましょう。



選挙権年齢18歳以上になって約2年。中野区では若い世代の投票率が低い。

「明るい選挙」を推進するために

「明るい選挙」とは、誰にも邪魔されずに、自分の考えで正しく投票する選挙のこと。明るい選挙推進協議会は、各地域から推薦された明るい選挙推進委員等により構成されています。推進委員は、その実現を目指し、選挙管理委員会と連携してさまざまな啓発活動を行っています。



▲ 昨年の北中野中学校での模擬選挙の様子



▲ ウェットティッシュを配りながら投票を呼び掛ける

子どもたちの未来のために、みなさん、選挙へ行きましょう



6月10日(日)は

# 選挙に行こう

区選挙管理委員会/9階  
☎(3228)5541  
☎(3228)5508  
☎(3228)5507

未来をつくるための第一歩

## 6月10日(日)投票所での投票方法は



投票所に着いたら、受け付けで入場券を提示します

名簿と対照して本人を確認するよ。入場券を忘れてしまっても投票資格があれば投票できるので、係員に伝えてね



今回の選挙の投票は2種類。まずは区長選挙の投票用紙を受け取ります



記載台に進み、投票用紙に候補者氏名を1人記入します

この後、もう一度入場券を提示して区議会議員補欠選挙の投票用紙を受け取り、③④と同じように投票を。これで投票は終わりです



記入済みの投票用紙を入れます

